

参 考 資 料

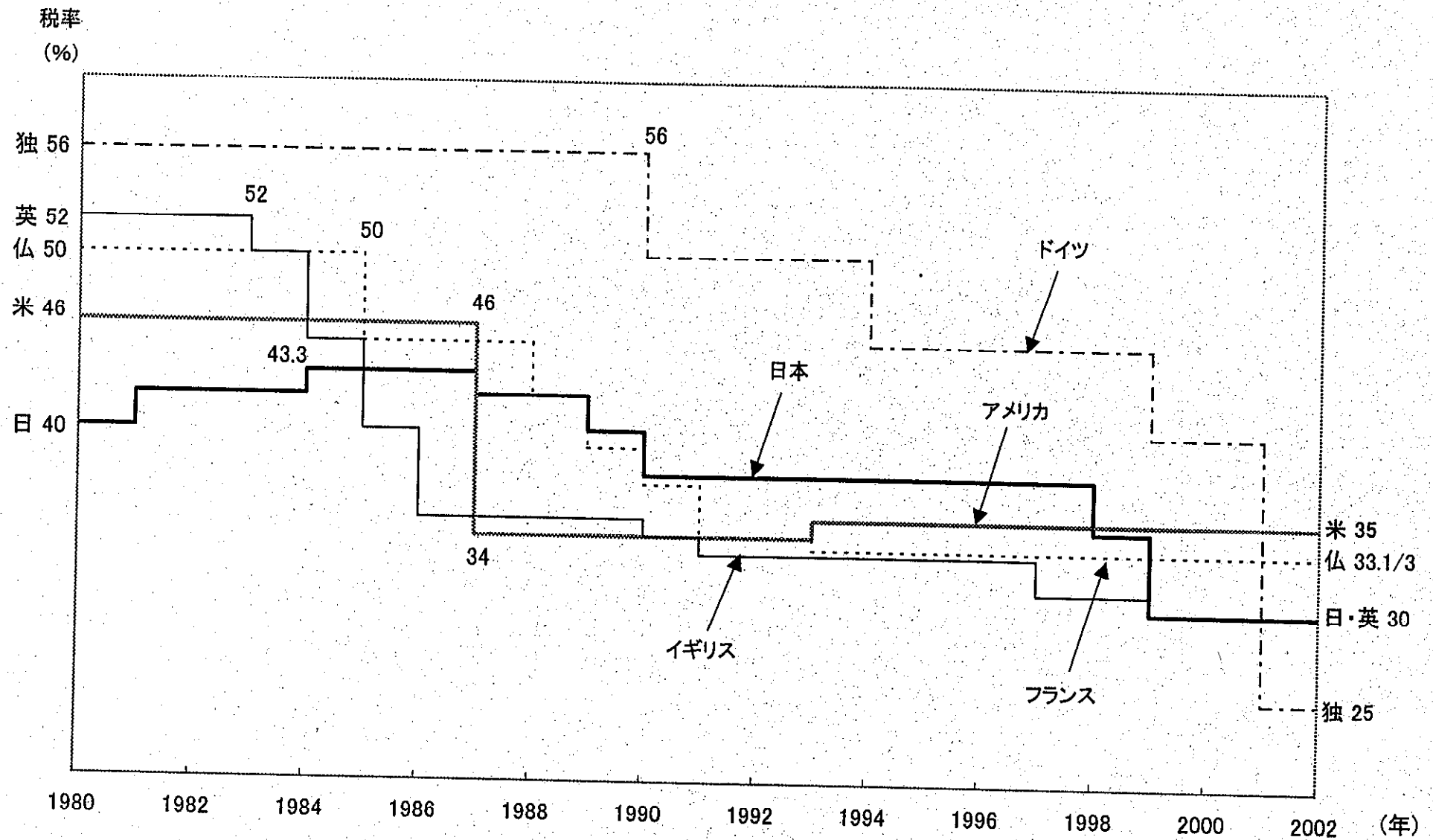
(法人税関係)

目

次

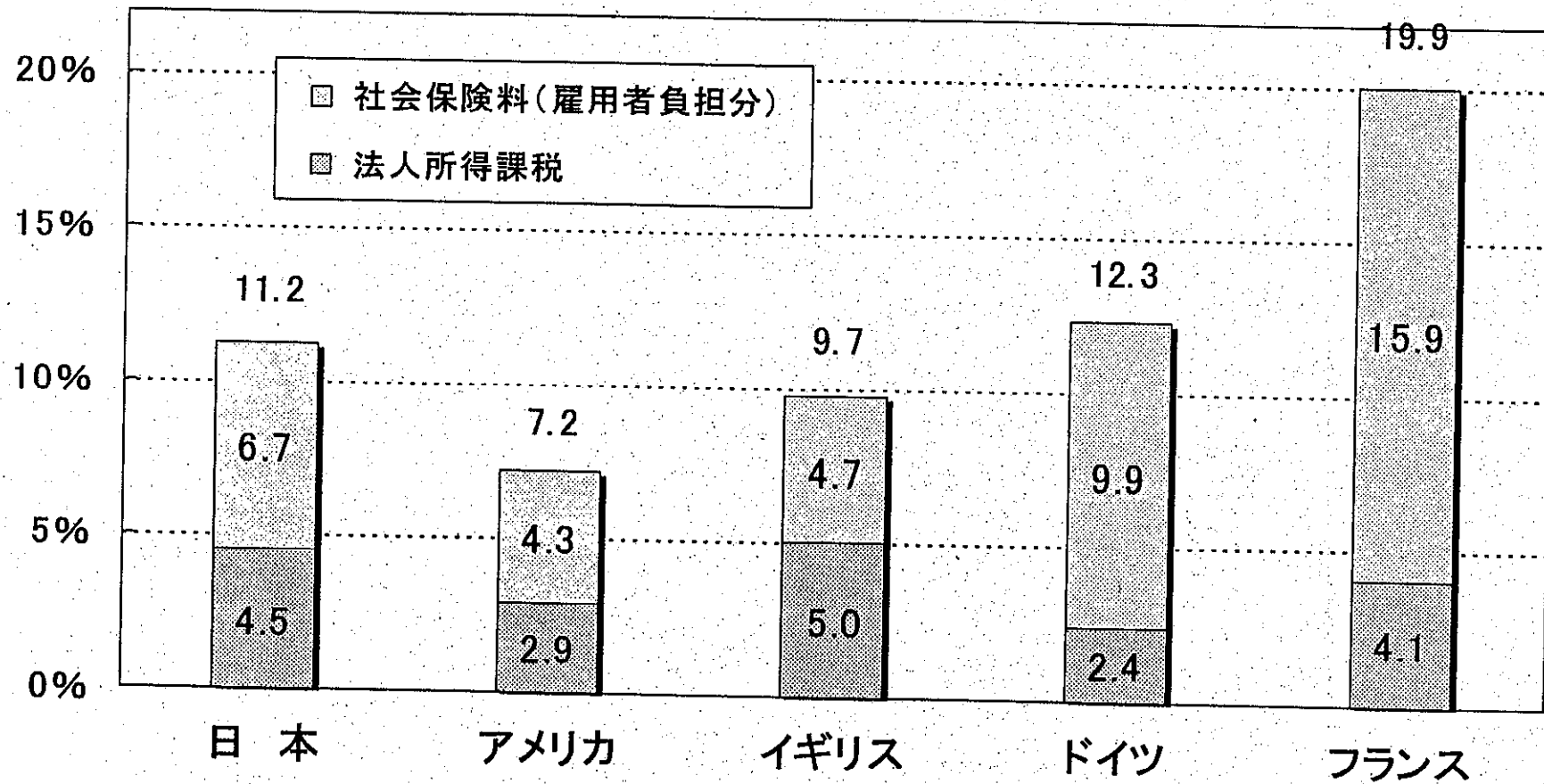
1. 主要国の法人税率(基本税率)の推移	1
2. 法人の税・社会保障負担水準の国際比較(対国民所得比)	2
3. G 7 及びアジア諸国の法人税率(国税)	3
4. アジア諸国の租税負担率(国税・対GDP比)	4
5. アジア諸国の税収構成比(国税)	5
6. 平成12年度決算大法人の申告所得上位50社順位表	6
7. アジア諸国における労働コストの比較	7
8. アジア主要都市の投資関連コストの比較	8
9. 研究費総額の伸び率と名目国内総生産成長率の推移(日本)	10
10. 研究費総額の伸び率と名目国内総生産成長率の推移(米国)	11
11. 主要国における研究費の対国内総生産(GDP)比の推移	12
12. 米国の研究開発関連税制の概要	13
13. 英国の研究開発関連税制の概要	15
14. 主な設備投資減税の概要	17
15. 名目設備投資及び機械受注の推移(季節調整値)	21
16. 部門別資金過不足の推移(対名目GDP比)	22
17. 主要国における設備投資促進に関連する税制措置の概要	23
18. 租税特別措置による減収額(19,420億円)の内訳(平成14年度ベース)	25

主要国の法人税率(基本税率)の推移



(注) 日本、ドイツ及びフランスについては留保分と配当分に係る税率が異なっていた時期があったが、ここでは留保分に係る税率の推移を示している。

法人の税・社会保障負担水準の国際比較（対国民所得比）



（注1）雇用者の社会保険料には、営利法人のほか、公益法人等により支払われているものも含まれている。

（注2）アメリカ、ドイツの計数には、個人所得課税されている法人に係る負担分が含まれていない。

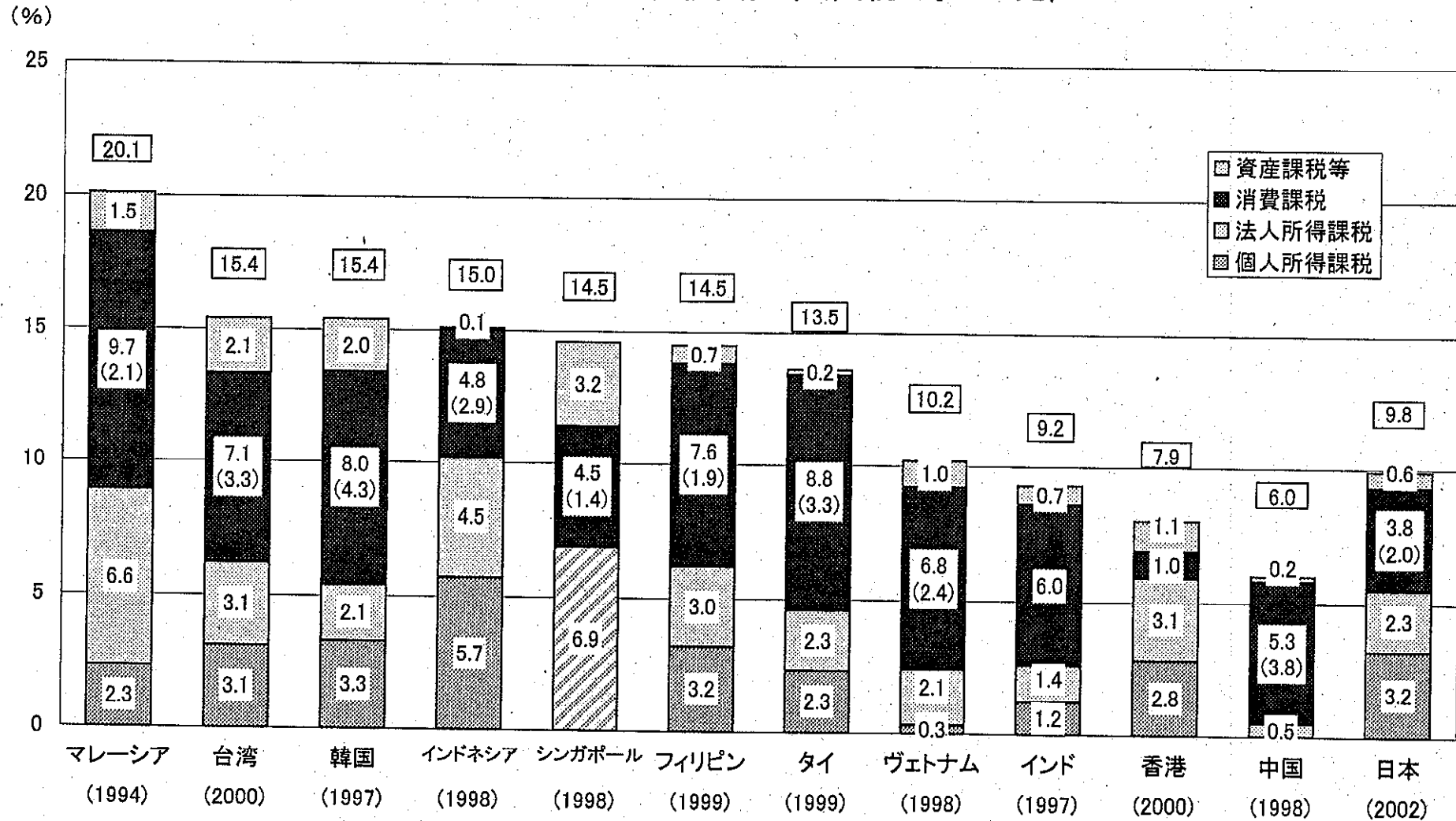
（備考）「OECD Revenue Statistics 1965-2000」により作成。

G 7 及びアジア諸国の法人税率（国税）

（2002年1月現在）

国名	法人税率	国名	法人税率
日本	30.0	韓国	27.0
アメリカ	35.0	台湾	25.0
イギリス	30.0	香港	16.0
ドイツ	25.0	シンガポール	24.5
フランス	33.33	マレーシア	28.0
イタリア	36.0	インドネシア	30.0
カナダ	25.0	タイ	30.0
中国	33.0	フィリピン	32.0

アジア諸国の租税負担率(国税・対GDP比)



(注) 1. 日本は平成14年度当初予算ベース。

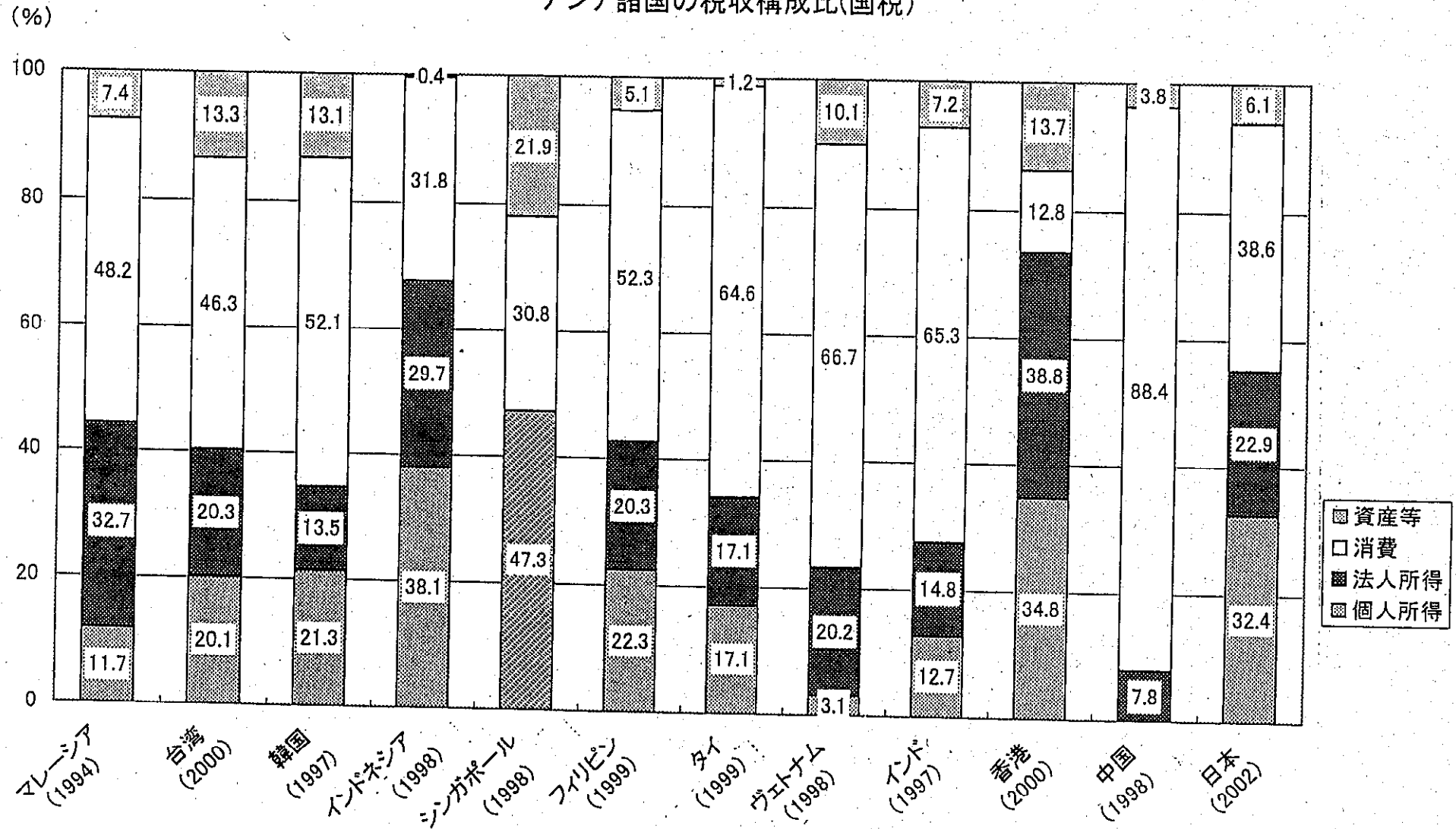
2. 消費課税の()内の数字は、付加価値税等(売上税等を含む)の割合を示す。

3. 税収については、台湾、香港は各国統計、その他の諸国はIMF "Government Financial Statistics Yearbook 2000" による。

4. GDPについては、台湾は各国統計、その他の諸国はIMF "International Financial Statistics Yearbook 2001" による。

5. シンガポールについては、統計上、個人所得税収と法人所得税収を区別できないため、ここでは個人所得税収と法人所得税収の合計を斜線で示している。

アジア諸国の税收構成比(国税)



(注) 1. 日本は14年度当初予算ベース。

2. 台湾、香港は各国統計、その他の諸国はIMF "Government Financial Statistics Yearbook 2000" による。

3. シンガポールについては、統計上、個人所得税収と法人所得税収を区分できないため、ここでは個人所得税収と法人所得税収の合計を斜線で示している。

平成12年度決算大法人の申告所得上位50社順位表

平成13年9月
国 税 庁

順位	平成12年度(当期)				平成11年度(前期)		申告所得 金額の 対前期比
	法人名	決算期	資本金	申告所得	順位	申告所得	
		月	億円	百万円		百万円	%
1	トヨタ自動車	3	3,970	679,153	1	483,136	140.6
2	東京電力	3	6,764	370,340	4	354,124	104.6
3	日本生命保険	3	—	290,387	3	360,741	80.5
4	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	3	9,497	282,170	5	255,387	110.5
5	日本電信電話	3	9,380	237,704	—	32,784	725.1
6	武田薬品工業	3	635	227,413	11	162,176	140.2
7	武富士	3	305	205,172	10	194,426	105.5
8	本田技研工業	3	861	190,572	7	213,427	89.3
9	住友生命保険	3	—	176,763	12	151,520	116.7
10	任天堂	3	101	170,555	44	67,311	253.4
11	東京三菱銀行	3	7,860	167,678	2	362,126	46.3
12	東日本旅客鉄道	3	2,000	167,239	13	143,621	116.4
13	キヤノン	12	1,648	146,573	25	97,370	150.5
14	中部電力	3	3,745	144,928	18	116,553	124.3
15	アコム	3	173	143,820	15	133,879	107.4
16	日本アイ・ビー・エム	12	1,353	142,053	—	182,939	77.7
17	セブン-イレブン・ジャパン	2	172	131,664	16	126,972	103.7
18	九州電力	3	2,373	129,150	23	98,808	130.7
19	関西電力	3	4,893	128,396	9	203,792	63.0
20	京セラ	3	1,157	125,076	30	89,522	139.7
21	ブリヂストン	12	1,251	113,244	21	113,356	99.9
22	エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	3	245	110,741	46	66,345	166.9
23	東北電力	3	2,514	110,234	14	140,016	78.7
24	三菱商事	3	1,266	110,160	—	46,342	237.7
25	インドネシア石油	3	295	109,809	—	51,679	212.5
26	富士写真フイルム	3	403	109,739	34	81,590	134.5
27	三共	3	688	107,949	19	114,672	94.1
28	富士通	3	3,147	106,923	—	17,352	616.2
29	東海旅客鉄道	3	1,120	104,724	24	97,630	107.3
30	松下電器産業	3	2,110	100,098	17	122,260	81.9
31	第一生命保険	3	—	99,738	6	243,857	40.9
32	デンソー	3	1,730	99,633	32	82,812	120.3
33	花王	3	854	97,376	33	82,168	118.5
34	古河電気工業	3	592	94,247	—	44,179	213.3
35	三井物産	3	1,925	91,952	39	77,166	119.2
36	シャープ	3	2,041	91,555	36	80,956	113.1
37	明治生命保険	3	—	90,230	—	24,995	361.0
38	第一勧業銀行	3	8,588	89,157	26	95,885	93.0
39	ローム	3	867	88,050	45	66,555	132.3
40	新日本製鐵	3	4,195	87,156	—	2,306	3,779.5
41	アイフル	3	398	86,517	37	80,047	108.1
42	山之内製薬	3	997	85,740	38	78,653	109.0
43	プロミス	3	491	85,546	29	91,096	93.9
44	村田製作所	3	677	83,345	—	46,276	180.1
45	大正製薬	3	298	81,409	35	81,564	99.8
46	大和証券エスエムビーシー	3	2,056	79,419	—	37,015	214.6
47	日本たばこ産業	3	1,000	78,930	22	110,442	71.5
48	エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	3	158	78,644	49	59,513	132.1
49	ファナック	3	690	75,382	—	56,054	134.5
50	ソニー	3	4,720	74,328	—	33,757	220.2

(注) 本表は、資本金30億円以上の内国普通法人及び保険業を営む相互会社(いずれも1年決算法人)について作成した。

アジア諸国における労働コストの比較

(単位: 米ドル)

	日 本	中 国	韓 国	香 港	シンガポール	台 湾
労働コスト	31,687	729*	10,743	13,539*	21,317*	—
(日本を100とした場合)	(100.0)	(2.3)	(33.9)	(42.7)	(67.3)	—

	マレーシア	インドネシア	タ イ	フィリピン	ベトナム	イ ン ド
労働コスト	3,429	1,008	2,705	2,450	711*	1,192
(日本を100とした場合)	(10.8)	(3.2)	(8.5)	(7.7)	(2.2)	(3.8)

(注) 労働コストは製造業の労働者1人当たりの年間賃金等を指す。

(1990・94年平均。ただし、*は1995・99年平均。)

(出所) 「2001 World Development Indicators」(世界銀行)により作成。

アジア主要都市の投資関連コストの比較

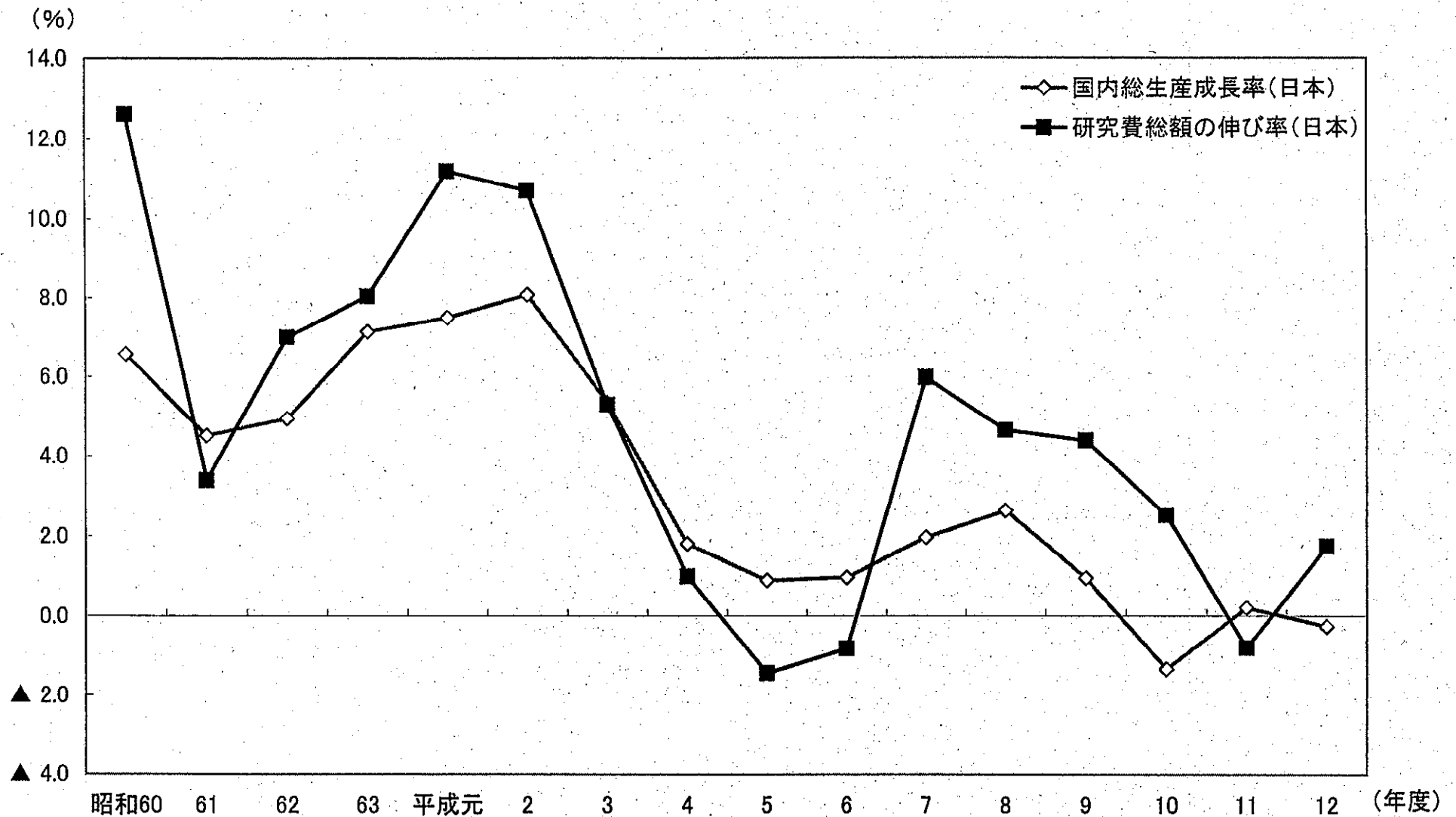
(単位：米ドル)

	シンガポール	バンコク	クアラルンプール	ジャカルタ	マニラ	ホーチミン	ヤンゴン	ニューデリー	コロンボ	横浜
賃金 (月額)										
・ワーカー (一般工職)	442~594	147	341	30~214	114~244	76~114	23~40	124~174	42~67	3,288
・エンジニア (中堅技術者)	1051~1944	325	649	33~322	237~383	158~274	72~137	223~298	81~149	4234~5001
地価・事務所賃料等 (m ² 当たり)										
・工業団地購入価格	634	45.85	49~99	50~75	85	n.a	n.a	12.83	8	1,539
・工業団地借料 (月額)	6.9	0.50	5.7~8.5	4.3~4.8	85	2.25/年	1.88/年	n.a	0.02	n.a
・事務所賃料 (月額)	49.91	10.09	17	19~20	27.58	14~16	16	23.02	13.53	30.7~36.4
通信費										
・電話架設料	28.79	149.08	164.0	48.26	70.04	124.12	1,550	81.27	163.8	646.82
・電話基本料金月額	4.78	2.29	9.21	4.19	13.41	1.86	7.5	4.06	4.37	15.55
公共料金										
・電気料金 (KWh当たり)	0.07	0.04	0.05	0.0245~ 0.0298	0.037~ 0.040	0.07、0.11	0.08	0.06	0.06	0.14
・水道料金 (m ³ 当たり)	1.05	0.22~0.36	0.32	0.1067~ 0.2654	0.18	0.28、0.45	0.88	0.04	0.34	0.36
法人所得税 (%)	基本 25.5 (注)2002年 より24.5	基本 30	基本 28	~5千万ルピア 10 15 1億ルピア超 30	32	基本 25 優遇10~20	35~40	基本 38.5 (課徴金10 %含む)	0~35%	基本 30

	ソウル	北 京	上 海	大 連	瀋 陽	重 慶	深 圳	香 港	台 北	横浜(再掲)
賃金(月額)										
・ワーカー(一般工職)	536~1,159	177	126~272	54~195	126~132	100~132	70~135	778~1,560	665~786	3,288
・エンジニア(中堅技術者)	1002~1509	309	181~544	72~278	182~222	107~222	219~458	853~1,924	1088~1451	4234~5001
地価・事務所賃料等(m ² 当り)										
・工業団地購入価格	127	60	25	46	26	36~45	31.03	243.70	453~484	1,539
・工業団地借料(月額)	0.09	3.6~5.4	0.50	2.42	n.a	2.2	1.19~1.66	n.a	2.40	n.a
・事務所賃料(月額)	35	30~42	24.00	42.66	25	13	14.27	34.48~ 66.20	26.00	30.7~36.4
通信費										
・電話架設料	204	147.4	152.23	36.24	60.41	48	118.91	60.92	30.00	646.82
・電話基本料金月額	2	4.0	5.80	2.36	3.38	2.9	4.52	11.54	11.00	15.55
公共料金										
・業務用電気料金 (KWh当り)	0.04	0.07	0.07	0.07	0.05~0.09	0.044	0.09~0.12	0.12	0.1、0.08	0.14
・業務用水道料金 (m ³ 当り)	0.57	0.3	0.15	0.27	0.08	0.18	0.23、0.29	0.41~1.41	0.21、0.35	0.36
法人所得税(%)	16~28 (注)2002年度 より15~27	一律33	一律33	一律33	一律33	一律33	15	16	最高 25	基本 30

(資料) 日本貿易振興会「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較」(2000年12月調査より抜粋)

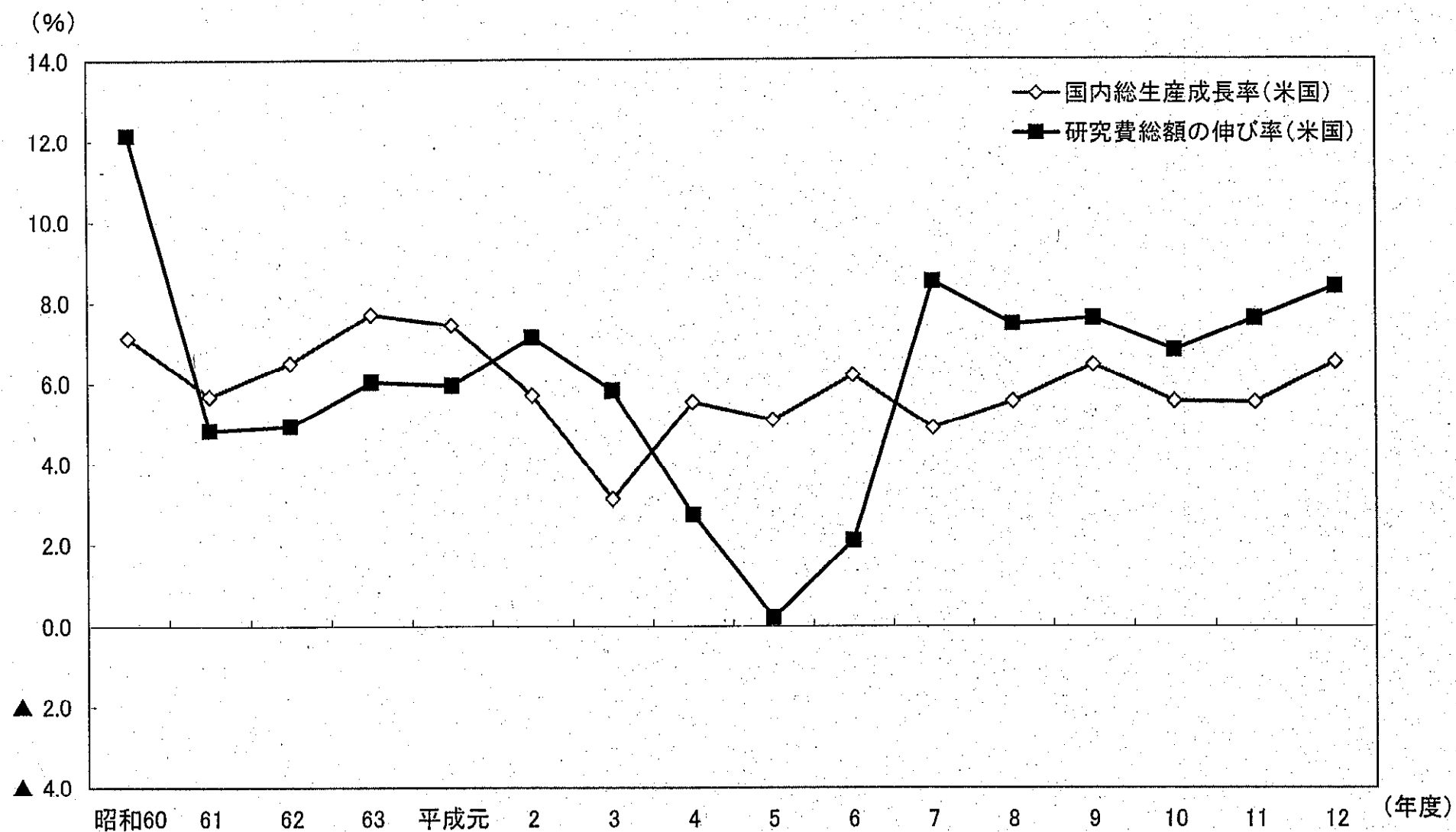
研究費総額の伸び率と名目国内総生産成長率の推移(日本)



(注)平成8年度よりソフトウェア業が新に調査対象業種になっている。

(備考)文部科学省「平成14年版科学技術白書」より作成。

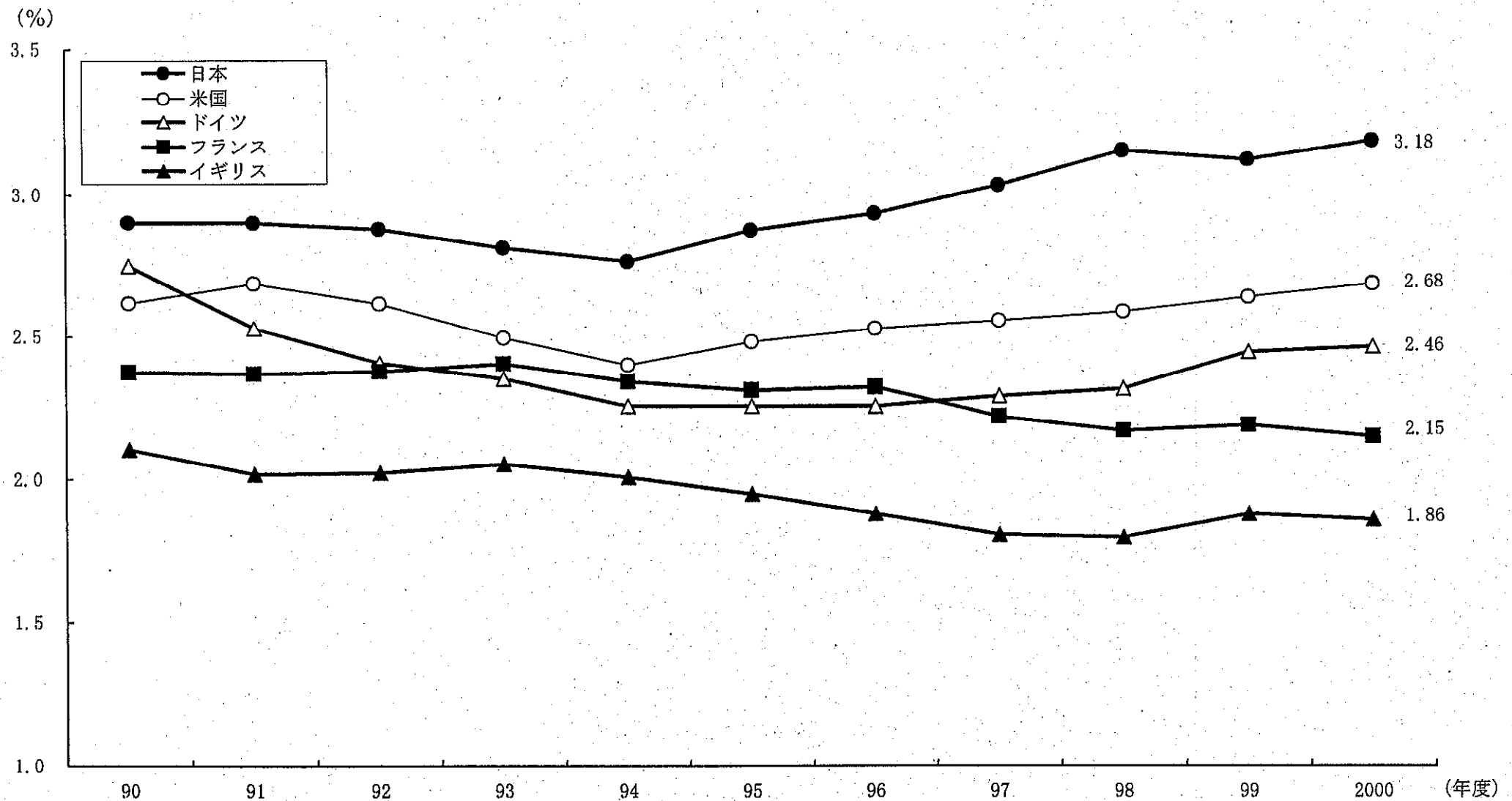
研究費総額の伸び率と名目国内総生産成長率の推移(米国)



(注) 研究費総額は暦年の値であり、2000年度は暫定値である。

(備考) 文部科学省「平成14年版科学技術白書」より作成。

主要国における研究費の対国内総生産（GDP）比の推移



- (注) 1. 国際比較を行うため、各国とも人文・社会科学を含めている。
 2. 日本は、1996年度（平成8年度）よりソフトウェア業が新たに調査対象業種となっている。
 3. 米国は暦年の値で、2000年度は暫定値である。
 4. フランスの2000年度は暫定値である。
 (備考) 文部科学省「14年度版科学技術白書」より作成。

米国の研究開発関連税制の概要

1. 研究開発関連税制の変遷

(1) 1981 年経済再建租税法(Economic Recovery Tax Act(ERTA))による導入

<導入の経緯>

産業空洞化や研究開発拠点の国外シフトへの懸念を背景として、民間の試験研究を促進するため、試験研究費の増加分の一定割合を税額控除する制度を導入(5 年の時限措置)。

<内容> ~直近3年平均からの増加分の一定割合を税額控除

- 直近3年間の試験研究費の平均を超えた増加分と当該年度の試験研究費の 50%のうちのいずれか小さい額の 25%を税額控除。

(2) 1986 年税制改革法による改正

控除対象が広範に過ぎ、成果が余り期待できないものまでが含まれている等の認識の下、控除の対象範囲を政府の援助に相応しい革新的研究に限定するなど措置の縮減を図るとともに、定義を明確化。

2. 現行制度(2004 年迄の時限措置)

(1) 基準額からの増加分税額控除(R&E Tax Credit: 1989 年~)

<改正の経緯>

直近3年間の支出額の平均を試験研究費の増加分を計算する際の基準額に用いる上記の方法では、今期の支出額が来期の基準額に大きな影響を与えるため、必ずしも企業にとって大きなインセンティブとならないとの指摘(GAO)等を背景に、増加分を計算する際の基準額に固定基準を採用。

<内容> ~基準額からの増加分の一定割合を税額控除

$$\text{税額控除額} = \left[\text{適格試験研究費} - \text{過去 4 年度の平均総収入} \times \frac{84 \sim 88 \text{ 年度の適格試験研究費合計}}{84 \sim 88 \text{ 年度の総収入の合計}} \right] \times 20\%$$

(2) 代替増加分税額控除 (Alternative Incremental Research Credit: 1996 年～)

＜導入の経緯＞

上記(1)の増加分税額控除方式では、新興企業や84～88年の間に多くの試験研究費支出を行っていた企業にとってメリットが小さかったことから、試験研究費の一定割合を税額控除する以下の方法を追加。

＜内容＞ ～売上に対する試験研究費の割合に応じ試験研究費の一定割合を税額控除

$\frac{\text{当該年度の適格試験研究費}}{\text{過去4年度の平均総収入}}$ の比率が、 $\left[\begin{array}{l} 1\% \text{超 } 1.5\% \text{ 以下の場合: 当該年度の適格試験研究費の } 2.65\% \text{ を税額控除。} \\ 1.5\% \text{ 超 } 2\% \text{ 以下の場合: 当該年度の適格試験研究費の } 3.2\% \text{ を税額控除。} \\ 2\% \text{ 超の場合: 当該年度の適格試験研究費の } 3.75\% \text{ を税額控除。} \end{array} \right]$

※(1)と(2)については、企業側の選択制(継続適用)。なお、法人税額の一定割合相当額の控除限度がある。

(3) 基礎研究費支払額に係る税額控除 (税制改革法: 1986 年～)

＜内容＞ ～試験研究費の一部である大学や科学研究機関等に対する基礎研究費支払額については、一定額を控除の上一定割合を税額控除

税額控除額 = (基礎研究費支払額 - 最低試験研究費) × 20%

$\left[\begin{array}{l} \text{基礎研究費支払額} = \text{基礎研究のために適格機関(大学や研究機関等)に対し支払う額} \\ \text{最低試験研究費} = \text{最低基礎研究費(=直近3年間の適格試験研究費の平均の1\%相当額)} \\ \quad + \text{研究維持額(=直近3年間の適格機関への平均寄付金額 - 当該年度の寄付金額)} \end{array} \right]$

英国の研究開発関連税制の概要

1. Research and Development Allowances (1946～: Capital Allowances Act 2001 part 6)

<導入の経緯>

研究開発資産については、1962 年度より初年度における即時償却が認められることとなった。

<制度の概要>

① 経常的支出

- 試験研究に要した経常的支出の全額を損金算入可能。

② 資本的支出

- 試験研究に関する減価償却資産(土地・居住用建物を除く)を購入した場合、初年度に即時償却可能。

2. R&D Tax Credits for Small and Medium-sized Companies (2000～: Finance Act 2000)

<導入の経緯>

中小企業(従業員 250 人以下で、かつ売上高が 4,000 万ユーロ以下若しくは総資産が 2,700 万ユーロ以下の企業)に、技術革新を促進するための強いインセンティブを与えることを目的として導入。

<制度の概要>

① R&D Tax Relief(R&D 租税負担軽減措置)

- 適格試験研究費として年間 25,000 ポンド以上を支出している場合は、当該経費を 150%に増額して損金算入可能。

② Payable R&D Tax Credit(R&D 税控除給付)

- 適格試験研究費を支出し、かつ損失を計上した企業は、損失(営業損失又は R&D Tax Relief の少ない方)の繰越を放棄することにより、放棄損失額の 16%の現金給付を受領可能。

3. R&D Tax Credits for Large Companies (2002～: Finance Act 2002)

＜導入の経緯＞

イギリスの試験研究関連投資は日本、アメリカ、ドイツ、フランスに対し遅れているとの認識の下、大企業の試験研究関連支出を増加させより多くの技術革新を導くことを通じて、生産性を高めることを目的として、従来の中企業向け措置の一部について、その対象範囲を大企業にまで拡大。

＜制度の概要＞

○ R&D Tax Relief (R&D 租税負担軽減措置)

- 適格試験研究費として年間 25,000 ポンド以上を支出している場合は、当該経費を 125% に増額して損金算入可能。

主な設備投資減税の概要

	項 目	制 度 の 概 要
1	エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（エネ革税制） 〔創設：昭和56年度〕	エネルギー需給構造改革推進設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、基準取得価額の30%の特別償却と7%の税額控除（法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しを認める。）とのいずれかの選択適用を認める。ただし、中小企業者等以外の法人については特別償却のみを認める。
2	旧中小企業新技術体化投資促進税制（メカトロ税制） 〔創設：昭和59年度〕 ※ 平成14年度改正において 廃止	中小企業者等が、電子機器利用設備の取得等をして事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却と7%の税額控除（※）とのいずれかの選択適用を認める。ただし、資本金 3,000万円超の法人については30%の特別償却のみを認める。なお、一定のリース資産の賃借をして事業の用に供した場合には、リース費用の総額の60%相当額について7%の税額控除（※）を認める。 （※）法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しを認める。
3	中小企業等基盤強化税制 〔創設：昭和62年度〕	事業基盤強化設備の取得等をして事業の用に供した場合には、基準取得価額の30%の特別償却と7%の税額控除（※）とのいずれかの選択適用を認める。ただし、中小企業等関係立法に係る措置については、資本金 3,000万円超の法人は30%の特別償却のみを認める。なお、一定のリース資産の賃借をして事業の用に供した場合には、リース費用の総額の60%相当額について7%の税額控除（※）を認める。 （※）法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しを認める。
4	沖縄の特定地域における工業用機械等の税額控除 〔創設：平成10年度〕	沖縄の特定の地域として指定された地区において、特定の機械装置、器具備品及び建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の15%（建物等については8%）の税額控除（法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については4年間の繰越しを認める。）を認める。
5	中小企業投資促進税制 〔創設：平成10年度〕	中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をして製造業等の事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却と7%の税額控除（※）とのいずれかの選択適用を認める。ただし、資本金 3,000万円超の法人については、30%の特別償却のみを認める。なお、一定のリース資産の賃借をして事業の用に供した場合には、リース費用の総額の60%相当額について7%の税額控除（※）を認める。 （※）法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しを認める。

6	公害防止用設備の特別償却 〔創設：昭和42年度〕	公害の防止に資する機械その他の減価償却資産の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額（大企業の場合には、取得価額の75%相当額）の16%（一定の構築物については12%）の特別償却を認める。
7	船舶等の特別償却 〔創設：昭和26年度〕	一定の船舶及び機械その他の設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の16%（10%、18%、19%）の特別償却を認める。
8	特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却 〔創設：昭和59年度〕	特定高度技術産業集積地域内において、高度技術産業用設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額（大企業の場合には、取得価額の75%相当額）の15%（建物等については8%）の特別償却を認める。
9	事業革新設備等の特別償却 〔創設：昭和62年度〕	(1) 産業活力再生特別措置法の事業再構築計画の認定等を受けた法人が、事業革新設備の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の18%（24%）の特別償却を認める。 (2) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の認定を受けた認定事業者が、製造過程管理高度化設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の12%（建物等については6%）の特別償却を認める。
10	特定電気通信設備等の特別償却 〔創設：平成2年度〕	(1) 電気通信基盤充実設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の15%の特別償却を認める。 (2) 電気通信利便性充実設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の7%（6%、12%）の特別償却を認める。 (3) 広帯域加入者網普及促進設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の18%の特別償却を認める。 (4) 電気通信役務安定提供設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の5%（12%）の特別償却を認める。 (5) 放送番組制作効率化設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の15%の特別償却を認める。 (6) 中小企業者等が不正アクセス防御設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の15%の特別償却を認める。

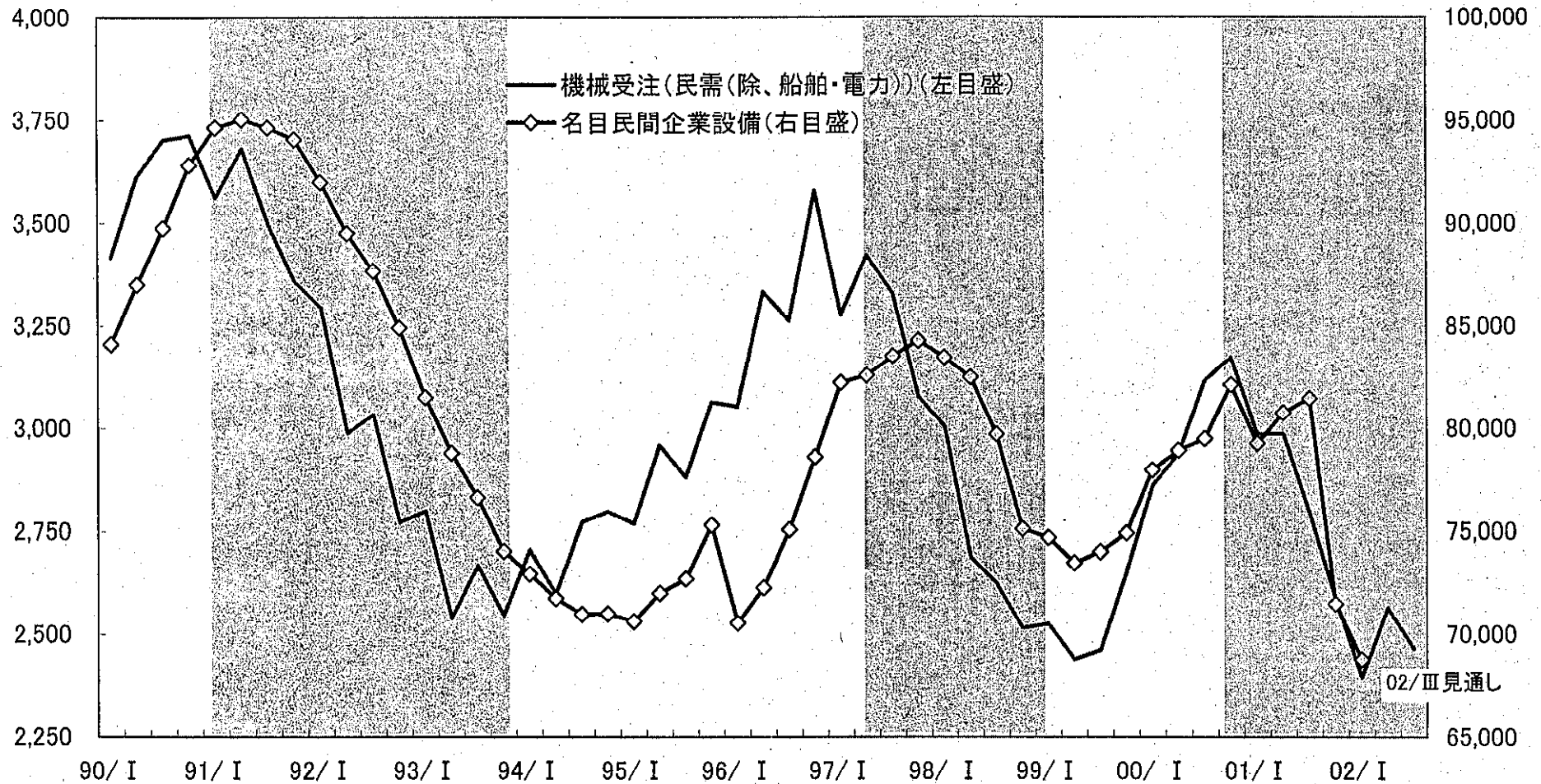
11	再商品化設備等の特別償却 〔創設：平成8年度〕	再商品化設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の23%又は14%の特別償却を認める。
12	特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却 〔創設：平成8年度〕	輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の特定集積地区内において、輸入関連事業用資産の取得等をして輸入関連事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の20%（建物等については10%）の特別償却を認める。
13	農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却 〔創設：昭和46年度〕	農村地域工業等導入地区において、工業用機械装置及び工場用建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において9%（建物等については5%）の特別償却を認める。
14	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却 〔創設：昭和61年度〕	半島振興対策実施地域において、工業用機械装置及び工場用建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において11%（建物等については6%）の特別償却を認める。
15	過疎地域等における工業用機械等の特別償却 〔創設：平成12年度〕	過疎地域等において、工業用及びソフトウェア業用の機械装置並びに工場用、旅館業用及びソフトウェア業用の建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において11%（建物等については7%、水源地域における機械装置については12%）の特別償却を認める。
16	離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却 〔創設：平成4年度〕	離島振興対策実施地域において、工業用機械装置及び工場用建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において11%（建物等については7%）の特別償却を認める。
17	沖縄の産業高度化地域における工業用機械等の特別償却 〔創設：平成14年度〕	沖縄の産業高度化地域において、工業用機械装置、器具備品及び工場用建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において34%（建物等については20%）の特別償却を認める。
18	沖縄の自由貿易地域における工業用機械等の特別償却 〔創設：昭和47年度〕	沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において、工業用機械装置及び工場用建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において50%（建物等については25%）の特別償却を認める。

19	沖縄の離島におけるホテル業等用の建物等の特別償却 〔創設：平成9年度〕	沖縄振興特別措置法の離島の地域において、旅館業用の建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において8%の特別償却を認める。
20	医療用機器等の特別償却 〔創設：昭和54年度〕	(1) 医療保健業を営む法人が医療用機器等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の14%（看護業務省力化機器は16%、一定の救急医療用機器は20%）の特別償却を認める。 (2) 民間事業者による老後の保健及び福祉の向上のための総合的施設の整備の促進に関する法律の認定事業者が特定民間施設の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の8%の特別償却を認める。 (3) 医療保健業を営む法人が特定医療用建物の取得等をして事業の用に供した場合には、5年間10%（8%）の割増償却を認める。 (4) 医療保険業を営む法人が建替え病院用建物の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において基準取得価額の15%の特別償却を認める。
21	経営基盤強化計画に係る機械等の割増償却 〔創設：平成11年度〕	中小企業経営革新支援法に基づく経営基盤強化計画の承認を受けた特定組合等の構成員等である法人が有する機械等につき、5年間27%の割増償却を認める。
22	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等 〔創設：昭和48年度〕	(1) 障害者雇用割合が50%（雇用障害者数が20人以上の場合は、25%）以上である法人の機械及び工場用の建物等並びに車両運搬具につき、5年間24%（工場用の建物等については32%）の割増償却を認める。 (2) 鉄道事業、運輸事業又は一般旅客自動車運送事業を営む法人が障害者対応設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の15%（20%）の特別償却を認める。
23	倉庫用建物等の割増償却 〔創設：昭和41年度〕	特定の臨港地区又は物資流通拠点区域において、一定の倉庫用建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、5年間12%の割増償却を認める。

(四半期:10億円)

名目設備投資及び機械受注の推移(季節調整値)

(年率:10億円)

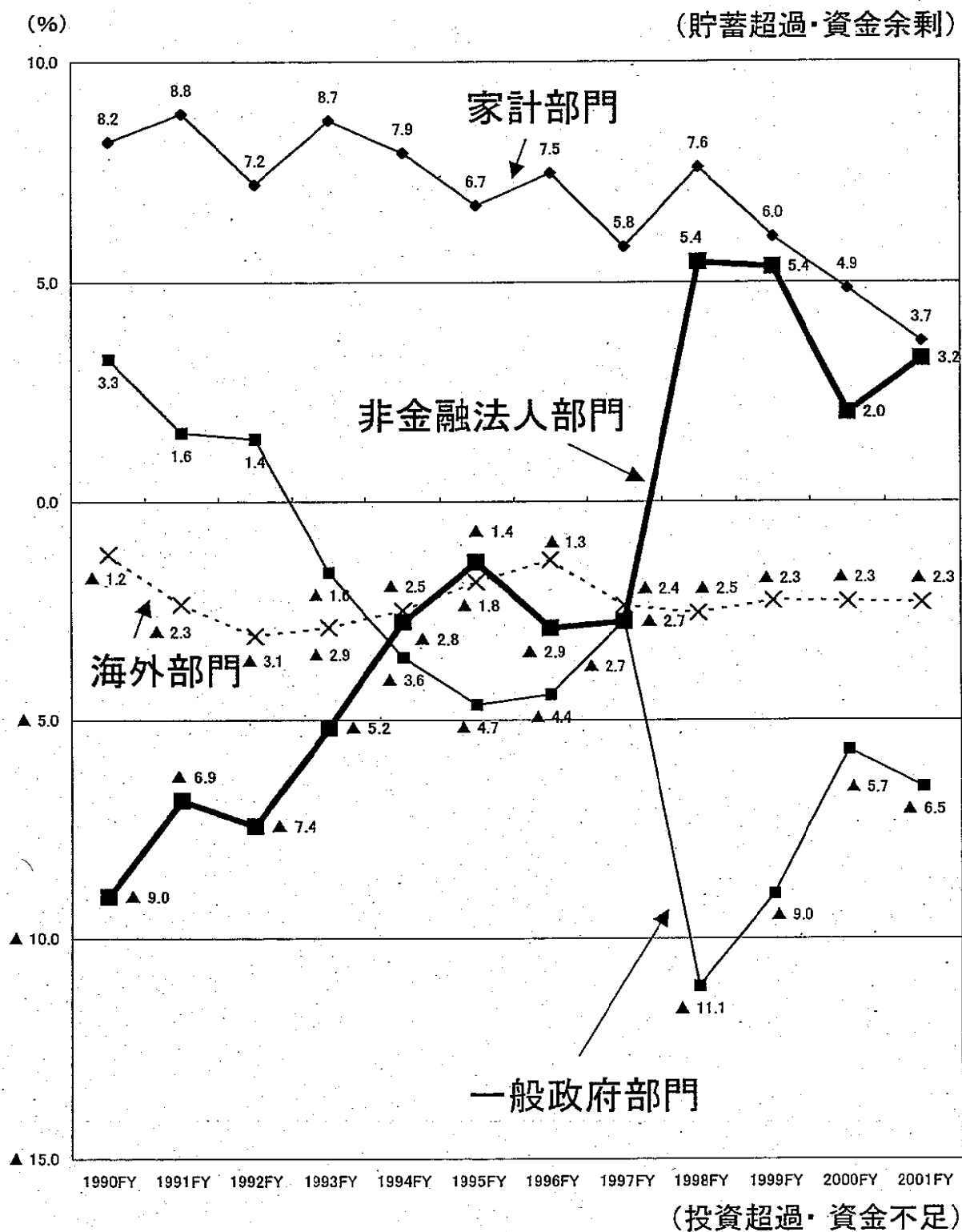


(注)網掛け部分は景気後退局面。

(出典)機械受注統計(内閣府)、国民経済計算(内閣府)

02/Ⅲ見通し

部門別資金過不足の推移（対名目GDP比）



(注) 2001年度は速報値。

(資料) 日本銀行「資金循環統計」、内閣府「国民経済計算」

主要国における設備投資促進に関連する税制措置の概要

1. 償却制度の特例

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
□ 初年度 30%の特別償却 2001年9月11日の同時テロ発生より3年以内に取得した減価償却の対象となる動産について、初年度に30%の特別償却(及びこれに加えて通常の償却)が認められる。 □ 再植林費用 植林業者等の支出した再植林費用(年間1万ドルを限度)について、通常の償却方法に代えて、84ヶ月にわたって定額法による償却を行うことが認められる。 □ バリアフリー化費用 障害者等に対する公共交通及び建築物の障害を除去するために支出した費用(年間1万5千ドルを限度)について、減価償却ではなく、即時償却を選択することが認められる。 □ 公害防止設備 1975年以前から稼働している工場等に設置される公害防止設備の取得費用について、その一部を60ヶ月にわたって定額法による償却を行うことが認められる。	□ 中小法人の機械設備 通常 25%定率法による償却のところ、初年度に40%の償却が認められる。 □ 小規模法人の情報通信技術 通常 25%定率法による償却のところ、初年度 100%償却が認められる。 □ 海洋船舶 耐用年数が25年以上で通常6%定率法による償却によるところ、25%定率法による償却が認められる。 □ 試験研究に係る設備等 通常 25%定率法(機械設備の場合)又は4%定額法(建物の場合)による償却のところ、初年度 100%償却が認められる。	□ 中小企業の設備財産(動産) 企業創立者の支出した設備資産の製造・取得費用について、通常の償却に加えて、5年間に20%の特別償却が認められる。 (注)20%の特別償却額は、5年間に均等に割り当てる必要はなく、納税者が任意に割り当てて償却することができる。ただし、償却額が製造・取得額を上回ることはできない。(以下同じ) □ 商船・漁船 製造・取得費用について、通常の償却に加えて、5年間に40%の特別償却が認められる。 □ 国際線航空機 製造・取得費用について、通常の償却に加えて、5年間に30%の特別償却が認められる。 □ 記念建造物の修繕費用 通常の償却の代わりに、10年間にわたって定額法で償却することが認められる。	□ 公害防止施設(建物・構築物) 2002年12月31日までに建設された工業排水浄化施設、大気汚染防止及び臭気防止施設の建設費用について、12ヶ月で償却を行うことが認められる。 □ 省エネルギー設備 2006年12月31日までに製造・取得したものについて、12ヶ月で償却を行うことが認められる。 □ 電気自動車 2002年12月31日までに取得したものについて、12ヶ月で償却を行うことが認められる。 □ 騒音防止設備 2002年12月31日までに取得したものについて、12ヶ月で償却を行うことが認められる。

(注)アメリカでは、1986年以降、従来の加速度償却を改めた修正加速度償却が適用されている。

主要国における設備投資促進に関連する税制措置の概要

2. 税額控除

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
投資税額控除 以下の3つの投資税額控除がある。 (注)1986年改正により、一般的な投資税額控除は廃止された。 □ 建物修復費税額控除 適格な歴史的建物の修復費の20%、又は1935年以前に事業の用に供された建物の修復費の10%の税額控除が認められる。 □ 省エネルギー設備税額控除 太陽熱・地熱等を利用して発電・冷暖房等を行う装置の取得費用の10%の税額控除が認められる。 □ 再植林費用税額控除 再植林費用(年間1万ドルを限度)の10%の税額控除が認められる。	なし	なし (政令により、一定の設備財産(動産)に対する投資につき、投資額の7.5%を限度として税額控除を認める制度が存在するが、1967年の制定以来、未発動となっている。)	なし (1960年代～70年代にかけて、個別の立法により3回、一定の資産に対する投資額の10%の税額控除が認められたことがあるが、以降、一般的な投資税額控除は認められていない。)

(注)ドイツでは、投資補助金制度(旧東独地域における設備財産(動産)の取得・製造費用及び営業用建物の建設費用に対して12.5%(中小企業に対しては25%)、賃貸住宅建設費用に対しては10%を税の還付として支給する制度)が存在する。

租税特別措置による減収額（19,420億円）の内訳（平成14年度ベース）

所得税 12,900億円(66.4%)				法人税 4,340億円(22.3%)		その他
住宅ローン控除 6,010億円 (30.9%)	生・損保控除 2,690億円 (13.9%)	老人マル優等 1,730億円 (8.9%)	その他 2,470億円 (12.7%)	設備投資関係 2,920億円 (15.0%)	試験研究 税制 320億円 (1.6%)	その他 2,180億円 (11.2%)

（注）1. 老人等マル優については、15年1月から段階的に縮小し、障害者等マル優に改組される（18年1月）。

2. 上記のほか、相続税の小規模宅地等及び特定事業用資産についての課税価格の特例による減収額が1,360億円ある。